

ともえ



函館商工会議所報

●本所納税相談開催(3月14日まで)相談受付中です。

特集 ご存知ですか! 容器包装リサイクル法

にんげん、学ぶためにはお金がかかります。

頼れて、
テキパキ。

教育ローン

しんきんの「教育ローン」は、成長するあなたを応援します。

くわしくは、当店窓口へお気軽に。



Face to Face



みなさまの

函館信用金庫

函館市豊川町15番20号 ☎22-1241

Lhくみのローン

手続カンタン
スピード融資

目的ローン

マイカーローン

ビジネス・オート
ローン

★詳しくは窓口へ
お問い合わせ下さい。



・コミュニティバンク・

函館商工信用組合

本社 函館市千歳町9の6 ☎(代)23-2101

●湯川支店 ☎57-0572(代) ●上磯支店 ☎73-2308(代) ●美原支店 ☎46-9121(代)
●十字街支店 ☎26-5544(代) ●花園支店 ☎55-2110(代) ●富岡支店 ☎43-1311(代)

◆今月の表紙

今年少雪の函館。今月1日からスタートの「はこだて冬フェスティバル」開幕式が行われた元町公園は大勢の市民で賑わいを見せた。函館の冬に彩りを添える同フェスティバルは14日まで開催



視 点

コンピュータの2000年問題等、誰しもが経験の無いことだけに不安を抱えた年越しとなったが、特に大きなトラブルも無く新年を迎える事が出来、正直ほっとしている。

1月の後半に入りマイナス10度を超える日が続き、やっと本格的な冬を感じる季節となった。国会では、定員削減法案をめぐる野党との対決が続いており、政局の動きが気になる。選挙のある年は経済の動きが鈍くなると言われているが、消費回復もいまだ長い冬から抜け出せないというのに困ったものだ。この原稿を書いている現在の状況からすると、2月号発行時には、ひょっとすると大きな動きがあっても不思議ではない状態である。

最近、気になる出来事に出合った。毎朝、私は市営バスで通勤しており、いつも通勤客や観光客で賑わっている。そんな時、多くのお客さんを乗せているバスが、横道から出てくる運転手が一人だけの乗用車に道を譲ることがある。一見、譲り合いの精神のようだが、ふと考えてみると、乗用車1台のために公共交通機関を利用している20~30の人が待たされ遅延を余儀なくされることになる。これは本来、バスが優先されるのが正しいのではないだろうか。

もう一つ、横道から出て来た乗用車の運転手が車から降り、手押し信号を押して幹線を赤信号にし、悠々と通り過ぎていく光景を目にすることがある。多くの乗客が乗っているバスは信号が変わるのを待たされ、そして、バスの後ろには他の車が長い列をつくっている。何か割り切れない気持ちで一杯だ。

現在、市営バス民営化の話合いが始まっている。民営化ありきの話ではなく、公共交通機関の役割を基本にした議論を深め、利用者が安心して乗れるバスはどうあるべきかを第一に話を進めてほしいものだ。

ともえ

2月号
(通巻215号)

会議所のうごき

本所納税相談開催…3月14日まで

パートタイム雇用相談会
公立はこだて未来大学四月開学
TMO構想先進地視察
平成十二年度各種検定試験日程
就職情報イアラ掲載企業募集
刊行物ご案内
共済制度ご案内

2

ハイノ相談所です

国民生活金融公庫教育ローンのご案内
専門相談のご案内

8

特集 ご存知ですか 容器包装リサイクル法

10

情報すくらんぶる

フレッシュで行こう!

日立北海セミコンダクタ(株) 池口 幸恵さん

BOOKS&CD BEST10

ファクシ見~る情報メニュー

人を元気にする会社

TEA TIME
12

16 みんなの相談室 税務・労務相談 ごあんない

観光コンベンション情報
DATA HAKODATE

18

ほか

会議所の うごき

申告と納税は正しくお早めに！ 本所納税相談予約受付中

平成十一年分所得税・消費税・
贈与税の確定申告が始まります。

本所中小企業相談所では、この
期間中「函館地区税務指導所」を
設置して、正しい申告と納税がで
きるよう適正な指導を行ってい
ます。

今年も例年どおり本所内の相談
会場で二月十日～三月十四日(土・
日・祝祭日除く)までの期間、税
務に関する相談をお受けしていま
すので、決算や申告に関すること
などお気軽にご相談ください。

なお、期限間近になりますと大
変混雑しますので、申告はお早め
に済まされるようお勧めいたし
ます。

また、本所での相談はお待ちた
せすることのないよう「完全予約
制」としておりますので、必ず事
前に電話等でご予約願います。

なお納税相談にお持ちいただく
書類は次のとおりです。

◎ 税務署より郵送されている決算
・確定申告書

◎ 国民年金・健康保険の支払額
(平成十一年通知書)

◎ 生命保険・損害保険の控除証明
書

◎ 医療費・住宅取得控除等その他
に控除を受けたものの書類

◎ 平成十一年分の各帳簿一式

◎ 事業主の印鑑

◎ 営業のほか、年金、給与、不動
産等の収入のある方は、その源
泉徴収票、収支明細書等

※また、実費程度の相談手数料が
必要となります。

お知り合いで、本所にて決算・
申告の相談をお受けになりたい方
や経理、税務等に関する指導をお
受けになりたい方がおりましたら、
いつでもご連絡ください。

パートタイム

雇用相談会

本所では、去る一月二十四日か
ら二十八日の五日間、事業主の方
を対象とした「パートタイム雇用
相談会」を開催しました。

本相談会は、本年度より本所が
三カ年度にわたり実施する「短時
間労働者雇用管理改善等事業」の
一環として開催し、期間中は九名
の事業主の方が来所されました。

相談会では労働条件通知書の交
付、年次有給休暇の付与等に係わ
る内容について、相談員(柳松労
政事務所所長)からのアドバイス
を受けていました。

また、一月二十七日にはパート
タイマーの方々約九十名を対象に
「接客対応セミナー」を開催し、
講師(中小企業診断士・高橋美紀
子氏)の「スタッフの接遇接客の
良否が商品の売り上げや企業イメ
ージに多大な影響を与える」との
指摘に、熱心に聞き入っていました。

公立はこだて未来大学 建設資金募金活動へご協力を

昨年十二月二十二日、文部省から正式に設置認可を受け、いよいよ公立はこだて未来大学が今年四月開学いたします。

開学に向け「公立大学函館・道南圏設置促進期成会」では、平成十年五月から建設資金の募金活動を開始、会員を始め各界・各層の皆様のご協力を頂き、目標額達成に向け積極的な募金活動を推進しています。

開学まで残すところ二ヶ月あまりとなりましたが、皆様のより一層のご協力を宜しくお願い申し上げます。募金活動についてのお問い合わせは事務局まで。

〒〇四〇〜〇〇六三

函館市若松町一五〇七

函館商工会議所内

「公立大学函館・道南圏

設置促進期成会

TEL 〇二三八(二三)一一八一

公立はこだて未来大学

- ◇建設地 函館市亀田中野町116番ほか
- ◇敷地面積 166,403.77平方メートル
- ◇延床面積 27,316.69平方メートル
- ◇学部学科 システム情報学部
 - 複雑系科学科
 - 情報アーキテクチャ学科
- ◇定員 1学年240名
- ◇開学 平成12年(2000年)4月
- ◇運営主体 函館圏公立大学広域連合
(函館市・上磯町・七飯町・大野町・戸井町)



TMO構想 先進地視察実施



中心市街地活性化を目的として本所内に設置された「函館市タウンマネージメント計画検討委員会」(委員長・渡辺良三氏)による視察研修が、去る一月二十一日〜二十三日の日程で行われました。

今回の研修では、百貨店が仕掛け人となった神戸旧外国人居留区のアパッションストリート、ビジネス街の一階を商業床に転換したことで人の流れが変わった大阪心齋橋付近、若者パワーが結集したアメリカ村などを精力的に視察しました。参加者は、活性化とは人々が集まり賑わうことであることを再認識し、今後の計画造りに活かしていくことを確認しました。

無担保・無保証人マル経資金 (小企業等経営改善資金)制度

■融資限度額 550万円以内

(他に経済環境変化対策として別枠450万円)
(但し平成13年3月31日まで)

■利率 2.10%

(平成12年1月28日改定)

融資の条件

- 融資期間…運転資金5年以内、設備資金7年以内(据置6カ月以内を含む)
但し平成12年3月31日まで
- 担保・保証人…一切不要(信用保証協会の保証も不要です)
※ただし、環境衛生関係業種(飲食店、喫茶店、食肉販売、冰雪販売、理容、美容、興業場、旅館、浴場、クリーニング)の方は、運転資金のみで設備資金は利用できません。

ご利用いただける方

- 常時使用する従業員の数が製造業等では20人以下、商業・サービス業では5人以下。(個人の家族従業員・法人の役員は除きます)
 - 函館商工会議所地区内で1年以上引続き事業を行っていること
 - 従前(原則として6カ月以前)から函館商工会議所の経営指導を受けていること
 - 所得税、事業税、住民税について納期の到来している税金を全て完納していること
- ※上記とは別に新規開業の方の申込みも可能ですが、要件等詳細はご相談下さい。
(但し限度額550万円以内平成12年3月31日まで)

刊行物ご案内

報告書

平成11年度函館市における賃金指標

【主な項目】

統計表

- ◎ 全業種平均モデル賃金表
- ◎ 業種別平均モデル賃金表
(製造業、建設業、卸売業、小売業、運輸・通信・倉庫業、
金融・保険・不動産業、サービス業)
- ◎ 地場企業平均モデル賃金表 ◎ 出先企業平均モデル賃金表
- ◎ 全業種規模別平均賃金表
(50人以下、51~100人、101~300人、300人以下、300人以上)
- ◎ 全業種四分位表 ◎ 地場企業四分位表 ◎ 出先企業四分位表 ◎ 階層分布表

付帯調査

- ◎ 中途採用者の賃金 ◎ 賃上げ状況 ◎ 年間所得 ◎ 各種手当の支給状況
- ◎ 所定労働時間・週休2日制 ◎ パートタイマー雇用状況

頒価：会員2,000円 非会員3,500円

お問い合わせは、本所振興課(TEL23-1181)まで

はこだて就職情報誌
「イアラ」2000年度版
掲載申込み受付中!



**企業繁栄の決め手は
なんといつても人材です!**

就職情報誌“イアラ”は優秀な人材確保をめざすあなたの企業を強力に
応援します。

また、ご希望によりことしもインターネットによる求人情報ページを
開設し、新鮮な情報をリアルタイムでお届けいたします。

- 発 刊 平成12年4月下旬予定
- 掲載内容 新卒者等のための企業情報
- 掲 載 料 B6判 2万円
B5判 3万5千円
B4判 8万円
※カラー印刷の場合は
別途料金となります。



- 配 布 先 平成13年3月卒業予定の道内大学生等
- なお、ことしの合同企業説明会は、平成12年5月16日(火)に開催
いたします。

お問い合わせ 函館商工会議所指導課 23-1181 (社)函館地方法人会 26-9369

平成12年度各種検定試験施行日と募集期間

種 目	級	回	施 行 日	募 集 期 間
珠 算		第159回	平成12年 6 月25日(日)	5 . 8 (月)～5 . 23(火)
		第160回	平成12年10月22日(日)	9 . 4 (月)～9 . 19(火)
		第161回	平成13年 2 月11日(日)	12. 11(月)～1 . 9 (火)
簿 記	1～4級	第 9 5 回	平成12年 6 月11日(日)	4 . 17(月)～5 . 12(金)
	〃 級	第 9 6 回	平成12年11月19日(日)	9 . 25(月)～10. 19(木)
	2～4級	第 9 7 回	平成13年 2 月25日(日)	12. 6 (水)～1 . 25(木)
販 売 士	3 級	第 4 6 回	平成12年 7 月12日(水)	5 . 30(火)～6 . 14(水)
	2 級	第 2 8 回	平成12年10月 4 日(水)	8 . 23(水)～9 . 6 (水)
	1 級	第 2 8 回	平成13年 2 月21日(水)	1 . 10(水)～1 . 24(水)
	3 級	第 4 7 回	〃	〃
ワープロ	2 級	第 2 5 回	平成12年 5 月20日(土)	3 . 28(火)～4 . 20(木)
	4 級	12年度第1回	平成12年 6 月 4 日(日)	4 . 17(月)～5 . 11(木)
	3 級	12年度第1回	平成12年 7 月 9 日(日)	5 . 22(月)～6 . 12(月)
	4 級	12年度第2回	平成12年 9 月 3 日(日)	7 . 17(月)～8 . 10(木)
	1 級	第 1 6 回	平成12年10月 1 日(日)	8 . 14(月)～8 . 31(木)
	2 級	第 2 6 回	〃	〃
	3 級	12年度第2回	平成12年10月22日(日)	8 . 21(月)～9 . 12(火)
	4 級	12年度第3回	平成12年11月26日(日)	9 . 25(月)～10. 12(木)
	3 級	12年度第3回	平成13年 1 月28日(日)	11. 20(月)～12. 11(月)
	4 級	12年度第4回	平成13年 2 月 4 日(日)	12. 11(月)～1 . 11(木)
キータッチ 2000		12年度第1回	平成12年6月18日(日)～6月24日(土)	4 . 17(月)～5 . 11(木)
		12年度第2回	平成12年10月15日(日)～10月21日(土)	8 . 21(月)～9 . 12(火)
		12年度第3回	平成13年 1 月21日(日)～1月27日(土)	11. 20(月)～12. 11(月)

受験料(消費税含む)

珠 算	1級	2,040円	2級	1,530円		
	3級	1,330円	4・5・6級	920円		
簿 記	1級	7,140円	2級	4,080円		
	3級	2,040円	4級	1,530円		
販 売 士	1級	7,140円	2級	5,100円	3級	3,570円
ワープロ	1級	9,690円	2級	8,160円		
	3級	6,120円	4級	3,060円		
キータッチ2000	受 験 料 1,020円(1回)					
	試 験 用 FD 1,800円：本人専用…2年度間有効					

函館商工会議所の

年金共済制度

あなたの未来…幸せづくりをお手伝いします。

申込み受付中 ▶ **4月28日まで**

☆掛金は月払いで **6,000円**から、
半年払いで **10,000円**から。
☆途中脱退した場合は**脱退一時金**が
途中死亡した場合は**遺族一時金**が
受け取れます。



積み立てが完了した場合、3つのコースから支払方法を選択可能です。

10年確定 年金コース

加入者の生死に関わらず
加入者またはその遺族に
「年金」が10年間支払わ
れます。

15年確定 年金コース

加入者の生死に関わらず
加入者またはその遺族に
「年金」が15年間支払わ
れます。

10年保証 終身年金コース

加入者の生存中、終身にわた
り「年金」が支払われます。
10年の保証期間中に死亡
の場合は、残余保証期間、
遺族に「年金」が支払
われます。

特 長

- 1 商工会議所のスケールメリットを生かした給付内容です。配当金は100%加入者に還元されます。
- 2 女性を含む若年層や退職間近な方を含めてすべての役職員にとって魅力ある制度内容です。
●脱会の時は、積立金が一時金(脱退一時金)で受け取れます。
●積立期間が短い退職間近な方のために、一時払いによる積立ができます。
- 3 個人年金保険料控除(ただし、加入時年齢が満45歳以上の方は一般の生命保険料控除)の対象となります。
- 4 月払、半年払、月払と半年払の併用から自由に加入者が選択できます。
- 5 年金は、10年確定年金、15年確定年金、10年保証終身年金が選択できます。(ただし、満55歳以上満60歳未満で脱退した場合は、10年保証終身年金となります。)

資料請求・詳細についてはTEL 23-1181 会員課・共済担当

融資

講習会

セミナー

各種相談業務

中小企業相談所

ハイ!

相談所です

国民生活金融公庫教育ローンのお知らせ

融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、年間収入が1,210万円(事業所得者については990万円)以内の方

※その他のご親族またはご本人でもご利用いただける場合があります。くわしくは窓口でご相談下さい。

融資の対象となる学校

- 高等学校、高等専門学校
 - 短期大学、大学、大学院
 - 専修学校、各種学校、予備校、経理学校、デザイン学校など
 - 盲学校、聾学校、養護学校の各高等部
 - 外国の高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院など(6カ月以上の留学に限ります。)
 - その他の職業能力開発校など教育施設
- (注) 1. 中学卒以上で、修学年限が6カ月以上の教育施設に限ります。
2. 学校によっては一定の要件を満たす必要があります。

資金使途

入学時

- 学校納付金(入学金、授業料、施設設備費など)
- 受験にかかった費用(受験料、受験時の交通費・宿泊費など)
- 学生の国民年金保険料
- その他の入学時に必要な費用(教科書代、制服制帽代、アパートの敷金など)

在学中

- 学校納付金(授業料、施設設備費など)
- 住居にかかる費用(アパートの家賃など)
- 通学に必要な交通費(定期代など)
- 学生の国民年金保険料

※1年間分の費用が、ご融資の対象となります。

融資の概要

ご融資額	学生・生徒お1人につき 200 万円以内
ご返済期間	8年以内 交通遺児家庭または母子家庭の方については、1年の延長が可能です。
据置期間	在学期間以内で元金の据置ができます。(ご返済期間に含まれます。)
保証	(財)教育資金融資保証基金または保証人(1名以上)
ご返済方法	毎月元利均等返済 ボーナス月増額返済(ご融資額の2分の1以内)、ステップ返済もできます。

低利

でご利用いただけます

(注) ステップ返済とは、ご返済額を途中で増額するもの。

※詳細については、国民生活金融公庫函館支店窓口でご相談下さい。(23-8291)

2・3月の移動相談室は本所納税相談開催のためお休みとさせていただきます。

ご注意下さい

本所相談業務は全て無料です

中小企業相談所では、企業経営に係わるあらゆる問題に対応するため、関係機関との連携を図りつつ相談をお受けしておりますが、融資等に関する相談につきまして、経営者ご本人（または、それに準ずる方）より経営内容に関するご説明をいただいた上、相談内容に応じた適切な制度をご活用いただき、よりスムーズな融資・保証等が受けられるよう対応しておりますので、お気軽にご相談下さい。

なお、本所はもとより公的機関が取り扱う融資、保証、助成金申請等々の相談につきましては、全て無料となっておりますので、これらに関し「紹介」等の名目で過大な手数料を求められるなど疑義が生じた場合には、至急本所にご連絡の上ご相談下さい。

相談無料!

個別専門
ご案内相談

経営相談

実施日 / 3月8日(水) 13:00~16:00

相談員 / 公認会計士 齊藤 瞭氏

法律相談

実施日 / 2月25日(金) 13:00~16:00

相談員 / 弁護士 大井 勇氏

発明・商標
相談

実施日 / 2月16日(水) 10:00~16:30

相談員 / 弁理士 長南 満輝男氏

相談は予約制になっておりますので、あらかじめ電話にてお申し込み下さい。(電話23-1181・内線68)

無料

発明・商標相談

- ★ 函館商工会議所において、毎月第3水曜日に開催しています。
- ★ お急ぎの場合は、当事務所でも直接相談を受け付けています。
- ★ 実用新案、意匠、権利侵害、調査、外国出願等のご相談もどうぞ。

◆ 私たちが皆様からのご相談にお答えします ◆

函館の皆様と共に30年

英知特許事務所

(旧名称・早川特許事務所)

所長弁理士 早川政名 弁理士 長南満輝男

弁理士 細井貞行 弁理士 石渡英房

東京都文京区白山5-14-7 早川ビル 電話 03-3946-0531 FAX 03-3946-9290

再商品化の方法

- 1 指定法人への委託** 事業者が指定法人「(財)日本容器包装リサイクル協会」に再商品化を委託、委託料金を支払うことで、義務を履行したとみなす方法。この際、協会が再商品化事業者に事業を委託します。
- 2 自主回収** 消費者や販売店・飲食店などから直接容器を回収して再商品化する方法。
- 3 独自ルートによる再商品化** 直接、再商品化事業者に委託する方法。

再商品化の実施の流れ


前年度	(または前々年度)	●義務量の把握
	3月	●再商品化委託契約
当該年度	4月	●指定法人による再商品化事業の開始
	7月	●再商品化事業委託料金の支払い (一括払いと分割払いがある)
翌年度	3月	●指定法人による再商品化事業の終了
	7月	●指定法人における再商品化費用の精算

(注)平成12年度については、対象となる特定事業者の拡大及び対象となる容器包装種類の大増に伴い、上のスケジュール変更の可能性が有ります。

★リサイクル法の適正範囲かどうかの判断基準

- ①一般廃棄物であること。
 - ②一般消費者に向けに販売され、市町村収集されているものが対象です。
したがって、事業活動に伴って、消費された商品に用いられた特定容器分は対象外です。
(例)●業務用として販売されており、一般消費者が購入することがない場合
●事業者(飲食店等)に納入されている場合。
- ※これは、対象となる「容器包装」であっても、事業活動の結果排出される事業系の容器包装廃棄物は、市町村収集ではなく、事業者の責任において処分されているため、本法の対象外となることを意味します。

対象とならないもの

- 1 中身が「商品」ではない場合**
 - 手紙やダイレクトメールを入れた封筒
 - 景品を入れた紙袋
 - 家庭で付した容器や包装など
- 2 「商品」ではなく「サービスの提供」に使われた場合**
 - クリーニングの袋
 - 宅配便で付した容器
- 3 中身と分離した際に不要にならないもの**
 - CDのケース
 - 書籍の外カバー
 - 楽器・カメラなどのケース
 - 日本人形のガラスケースなど
- 4 社会通念上の判断によるもの**
 - ① 商品全体を包んでいる面積が1/2に満たないもの
 - ラベル・ステッカー・シール・テープ類
 - ② 「容器」「包装」と物理的に分離されて使われているもの
 - にぎり寿司の中仕切りなど

商工会議所が窓口業務を行います。

容器包装リサイクル法の完全施行に伴い、同法第23条の規定(業務の委託)に基づき、再商品化委託申込書の発送・受付業務及び委託契約締結業務の一部が、商工会議所に委託されています。

当所でも、再商品化委託業務についての受付登録業務(窓口業務)を行っています。

※容器包装リサイクル法では、義務を怠ると罰金が課せられます。なお、指定法人への再商品化委託申込を行う特定事業者は、2月1日の申込締め切りを過ぎると12年度における委託申込ができなくなる訳ではありません。

問い合わせ先

- 函館商工会議所 中小企業相談所 TEL0138(23)1181
 - (財)日本容器包装リサイクル協会
 - 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1
 - TEL.03(5251)4870〈コールセンター〉
 - FAX.03(5251)4452
 - 同法に関するホームページ
 - <http://www.cin.or.jp/new/recycle/amen.html>
 - 日本商工会議所産業界
 - <http://www.jcpa.or.jp/>
- (財)日本容器包装リサイクル協会

ご存知ですか!! 対応はお早めに。

容器包装リサイクル法

中小事業者にもリサイクルが義務づけられます。

「容器包装リサイクル法」が平成12年4月から完全施行され、対象者と対象物が大幅に拡大されます。本法の完全施行により、新たに再商品化義務を担う事業者（特定事業者）に該当する可能性のある方に対しては、既に(財)日本容器包装リサイクル協会から再商品化義務履行の委託申込書一式を郵送しています。

容器包装リサイクル法とは

容器包装廃棄物の減量化とリサイクルを推進するため、消費者（分別排出）・事業者（再商品化）・行政（分別収集）の役割分担を明確にし、効率の良いリサイクル・システムの構築を推進することを目的として、平成9年4月に施行された法律です。

当面、大規模事業者が排出するガラス製容器とペットボトルに限られていましたが、平成12年4月から完全施行され、対象者（中小規模事業者以上）と対象物（新たに「紙製容器包装」「プラスチック製容器包装」が追加）が大幅に拡大されます。

あなたの事業所は対象ですか ～特定事業者の判定法～

特定事業者 典型的な(意外な?) 5つのタイプ	1) 容器包装を利用する中身製造業者 食品・清涼飲料・酒類・石けん・塗料・医薬品・化粧品などの製造者は、まず該当します。 	2) 容器製造業者 びん・PETボトル・紙箱・袋などの製造者は、まず該当します。 
	3) 小売・卸売業者 商品を販売する際に容器や包装を利用する方々も対象になります。 	4) 輸入業者 ①容器の輸入、②容器包装が付いた商品の輸入、③輸入後に付ける場合、なども対象です。 

事業規模は…

- ◆製造業等の場合
売上高2億4,000万円超かつ従業員21名以上である
- ◆卸・小売・サービス業の場合
売上高7,000万円超かつ従業員6名以上である

「容器」「包装」への係わり

- ◆容器を利用して中身を販売している
- ◆容器を製造等している
- ◆包装を利用して中身を販売している(いずれも輸入を含みます)

その材質・種類は…

- ◆ガラス製の容器
- ◆PETボトル
- ◆プラスチック
- ◆紙
……のいずれかである

あなたはリサイクル義務を有している可能性があります。お問い合わせください。

NO

NO

NO

リサイクルの義務はありません。

※なお、対象となる事業者の方で、『(財)日本容器包装リサイクル協会からの再商品化義務履行の委託申込書一式』が、お手元に届いていない方がおられましたら、本所中小企業相談所までお申し出下さい。